

令和 7 年 2 月 1 8 日

安城市長 三 星 元 人 様

安城市ごみ減量推進委員会
会長 杉浦 ひろ子

一般廃棄物処理手数料の改定について（答申）

令和 6 年 7 月 2 9 日付け 6 ご循第 1 9 号で諮問のありました一般廃棄物処理手数料の改定について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申します。

記

1 答申内容

「安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例」に定める処理手数料のうち、処理施設への搬入手数料について、以下の案のとおり改定することが適当であると考えます。収集運搬手数料については、粗大ごみ等は制度開始当初と経費の大きな変化がないこと、し尿は令和元年度に見直しを実施していることから、改定の対象外とします。

【改定案】

区分		単位	現行	改定後
家庭系	環境クリーンセンター (ごみ焼却施設)	10kg	50 円 1 回の搬入量 が 30kg 以下の 場合は無料	100 円
	リサイクルプラザ (ごみ中間処理施設)			30kg 分無料
	せん定枝リサイクルプラント (せん定枝たい肥化施設)			60 円 30kg 分無料
事業系	環境クリーンセンター	10kg	100 円	200 円
	リサイクルプラザ			
	せん定枝リサイクルプラント		60 円	120 円

2 付帯意見

今回の手数料の改定については、目的や必要性等を丁寧に説明するとともに、十分な周知を行い、市民や事業者の理解を得るよう努めてください。